

屋外における音楽演奏等に対する指導方針について

屋外における音楽演奏等については周辺への影響等を考慮したうえで、下記の条件をすべてクリアできるものについて認める。

なお、地域の伝統行事・芸能及び公的行事における県警・自衛隊・学校等の楽器演奏等については下記の条件は適用しない。また、イベント用の仮設テント等を使用する場合で、全方位を遮蔽し、遮音幕を用いるなどして周囲に音が漏れることがない場合については、屋内におけるものとみなす。

記

1. 都市計画区域の第1種低層住居専用地域及び自然保護協定地以外であること。
2. 第1種低層住居専用地域及び自然保護協定地並びに学校・病院・幼稚園・保育園・福祉施設から200m以上離れた場所で実施すること。
3. 実施にあたっては、入場料・チャリティー募金を問わず料金を徴収することないこと。
4. 演奏楽器などの音量を増幅する機器等を使用しないものであること。
5. 演奏者の人数は5名以内であること。
6. 実施時間帯は、準備、片付けを含め原則午前9時から午後4時の間であること。
7. 演奏時間は、1日限りで原則1時間を超えないものであること。
8. 近隣の居住者に説明し理解を得ること。
9. 路上ライブ（私有地含む）、移動ステージ搭載車輌による演奏等は地域を問わず認めない。